

令和2年1月27日

亀井病院行動計画（第6回）

仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うことによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年2月1日から令和5年1月31日まで

2. 内 容

目標1：年次有給休暇等（慶弔休暇・リフレッシュ休暇・がん検診休暇・誕生月休暇等の有給扱い休暇制度による休暇を含む）の取得日数を1人当たり平均年間15日以上とする。

<対 策>

- ・令和2年4月～ 年次有給休暇等の取得に関する現状を把握する
- ・令和2年4月～ 年次有給休暇等の取得が少ない職員に対して、随時、休暇制度の周知などによる取得促進のための取組を実施する

目標2：毎年、両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

<対 策>

- ・令和2年4月～ 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握する
- ・令和2年4月～ 問題点や改善点の有無について、管理職間での会議等にて検討
随時、改善に向けた取組を実施する